

令和8(2026)年 第4回伊丹市男女共同参画審議会議事録

【開催日時】

令和8年(2026年)5月19日(火) 13時00分～15時00分

【開催場所】

伊丹市役所 議会棟4階 議員総会室

【出席委員】

中里会長、西尾委員、白井委員、松浦委員、田島委員、中川委員、石崎委員、石川委員、福満委員(9名出席)(欠席委員:岩本副会長、和田谷委員、高嶺委員、山中委員、吉岡委員)(順不同)

【事務局】

須磨市民自治部長、中井共生推進室長、仲宗根男女共同参画課長、男女共同参画課員

【議事録確認委員】

中川委員、石崎委員

【傍聴者】

1名

【議事次第】

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 計画案の各項目の再検討(体系表の修正案について)
 - (2) 具体的な取り組み内容について
- 3 閉会

【会議内容】（要旨）

- （１）（１） 計画案の各項目の再検討（体系表の修正案について）
- （２） 具体的な取り組み内容について

（事務局より、資料１について、説明）

会長 ：前回の意見を受け、すべての具体的な取り組みを３段階目（施策の方向性）までに入れることは難しいが、バランスを考えて修正されている。事務局から説明のあった新計画の体系表の修正案について、ご質問やご意見等いただきたい。

委員 ：基本目標１－３－２「こころとからだの健康支援」で、「自殺の一因となる貧困、DV等に関する」とあるが、確かに貧困やDVは自殺の大きな要因ではあるが、今自殺で問題になっているのは、「孤独」である。「自殺の一因となる孤独、精神疾患、貧困、DV等に関する」に変更することを提案する。男女共同参画計画で、孤独や精神疾患までを入れ込む必要があるのか考える必要はあるが、自殺の要因については、まずは孤独や精神疾患を入れることが大事と考える。

基本目標２－２－２「男女共同参画センターここいろの機能の充実」について、具体的な取り組みに「男女共同参画センターここいろにおける市民の様々な学習の機会に関する情報を提供する」とある。確かに機能の充実ではあるが、市民に男女共同参画センターがなかなか知られていない現状がある。そのため、「男女共同参画センターここいろの周知と機能の充実」と「周知」について加えることを提案する。

また、基本目標２－３－１「防災・復興に関する意思決定過程への女性の参画の拡大」の取り組みについて、「市防災会議委員の女性の割合を向上する」を「向上させる」と修正する。

会長 ：孤独や精神疾患は、男女の役割や思い込みから生じる部分もあるので、その点で男女共同参画計画の中に位置づけることは可能と考える。事務局から意見をいただきたい。

事務局：本文の作成時に、いただいたご意見を考慮し、作成していく。

会長 ：計画では、施策の方向性までは一覧表で出てくるが、具体的な取り組みは本文に書き込まれる。今回の具体的な取り組み案（事業）で書かれている取り組みについての説明がより具体的に記載されるのか。それとも、今回記載されている取り組み以外についても事業や取り組みを

加えるのか。今後の審議会で、取り組みや事業をについて検討する機会はあるのか。

事務局：具体的な取り組み案については、今回の審議会で新計画の骨子修正案を説明するにあたり、参考として代表的な取り組みや事業を入れている。今後、庁内の各部署に照会をかけていくので、取り組み内容は現行の計画のように膨らんでいくと考えている。

会長：取り組み内容については、都度検討する必要があるので、今の時点で気づいたことや不足しているところについて、ご意見いただきたい。

委員：基本目標2-3-2「防災・復興における男女共同参画の視点の強化」の取り組みについて、「災害時に生じる女性の悩みや、災害時に発生しやすい暴力の問題等について」に性暴力の文言も加えていただきたい。暴力では、殴る蹴るのイメージが強くなるが、災害時に多いのは性暴力であるため、「暴力・性暴力」としていただきたい。

基本目標4-4-3「困難な問題を抱える女性への支援」について、高齢者の女性についても記載していただきたい。

事務局：性暴力防止の取り組みは、避難所で実施しているので、本文の具体的な取り組み作成時に落とし込む。また、高齢女性についても、居住支援について本文に落とし込むことを検討する。

委員：基本目標が4つに整理されているが、基本目標4「あらゆる暴力の防止と困難な問題を抱える女性への支援」について、「暴力の防止」と「困難な問題を抱える女性への支援」が一つにまとまっている。困難な問題を抱える女性については、男女共同参画の推進の支援の方が合うと感じた。

事務局：困難な問題を抱える女性については、現行の「伊丹市DV防止被害者支援計画」で市町村計画として位置づけているため、基本目標4に入れている。

会長：どこに入れるのかというのと、施策の体系上の便利と、バランスを取るのが難しい事情もある。

委員：基本目標3-2-1「事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進」の具体例の中に「好事例の共有を通じて、職場全体の意識向上と働きやすい環境づくりを促進する」「雇用の確保・質の向上に向け」に関

連した、好事例の共有の他に兵庫県等の助成金についての周知も必要と思う。私自身の職場において、育児休業の代替職員の確保に取り組んでいる時に、兵庫県の助成金の事業について知った。代替職員の確保や復帰後に短時間勤務をする場合の代替職員の賃金、女性や高齢者のための事業所内の環境整備に対して、補助が出る場合がある。男女共同参画に関する事業所意識調査の中でも、「代替職員の確保が難しい」「代替職員では、業務が務まらない、効率が落ちる」という意見がある。兵庫県の制度を利用すれば、派遣社員や有資格者の雇用も可能となると考える。兵庫県の助成金や制度について、周知を行っていると思うが、活用できていない現状だと思うので、好事例や兵庫県等の情報の周知をすることで、職場全体の働きやすい環境や、産休育休の取りやすさの課題の解決に繋がると考える。

事務局：兵庫県の情報をはじめ、事業所が活用できるような情報を収集し、労働分野の担当所管と連携し、周知していけるようにする。

会長：小さな事業所は、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて、大きな企業ではできるけど、自分の事業所は難しいというような理由でなかなか取り組みが進まない話はよく聞くので、有益な情報の活用促進を計画の中に入れていただきたい。

委員：基本目標3で、女性の活躍の推進で言われているのは、女性の管理職比率が低いということ。女性がキャリアを形成することが難しい状況にある中で、その女性が自立的にキャリアを形成していくために、企業がどのようなことができるのか、リスキリングを中心とした学び直しの施策を含めて、企業に色々な情報提供することで、女性の活躍、キャリア形成の一助になると思う。女性が管理的な職を占める様になると、男性も家事・育児・家庭の時間も取れることも考えられる。女性のキャリア形成やキャリア形成支援の文言は入れるべきと考えている。

会長：基本目標3—1—1「女性の経済的自立の促進」に、「経済的自立の促進のため、女性の就労の意義やスキルアップのための学習機会に関する情報の提供」とあるが、具体的にどのような点が不足しているのか。

委員：経済的なことだけではなく、キャリア形成についての部分が抜けている。現在は、女性が育児等を経験する中で、どうしても会社の中でのキャリアが一旦断絶される形である。短時間勤務する間も含めて、管理的な地位や経験もできる環境を作っていくことが重要である。企業側の話になるが、人材を、点で見るのではなく、線で見ると人材施策に積極的

に取り組んでいく必要がある。今、会社では短時間勤務の期間を伸ばしているところが多い。例えば、小学校6年生の終わりまで短時間勤務を選択できるような制度では、第1子で12年間、第2子が生まれた場合は、12年間から15年、16年の期間、短時間勤務を選択できるようになる。この16年が重要な期間となる。企業側と個人の両者それぞれがキャリアを意識して取り組んでいくことが大事だと考える。企業側はもちろん、行政からのサポートができる部分があれば、社会的にも大きな意義があると思う。

会長 : 基本目標3-1-1では、個人が学習する機会を提供する内容だが、企業の中のキャリアをどのように形成するかという企業側の仕組みづくり、それに合わせて個人の意識も変わってくるという意見であるため、計画に入れていただきたい。

男性の子育てや育児休業の推進は進んでいるが、そのことが、「女性が長くキャリアを中断する状況を緩和すること」に繋がっていない。男性も一緒に休んで、「夫婦共に長く休む」みたいになっている。女性が長く休むのは変わらない状況の中、女性のキャリア形成について企業がどのように考えているのか非常に大事なことだと思う。

委員 : 基本目標4-2-2「性別に基づくハラスメントの防止」とあるが、これは男性もセクハラを受けているし、マタハラも受けているので、性別に基づくと限定していいのかと思う。育児休業を取るのは迷惑と言われたら、女性でも男性でもマタハラになるので、もう少し広げて考えた方が良くと思う。

会長 : おそらくハラスメントがたくさんある中で、種類を男女共同参画に関連するものに限定する意図で「性別に基づく」が使用されていると思うが、表現を検討する余地はあると思う。

事務局 : 性別に関わらない部分のハラスメント、例えばパワーハラスメントを除くために、「性別に基づく」という表現を使用している。別の表現について検討する。

委員 : 基本目標3-2-2「仕事と子育て・介護等の両立支援」について、短時間や身近な場所での就業の希望が多い背景に、保育・子育てがある。待機児童の問題や兄弟の保育所が別々のところになる問題、小1の壁問題などがある。小学校1年生になった時の、朝の時間のことで困っている方が結構多く、近隣市では、朝30分早く学校を開けて、ボランティアが預かってくれる取り組みがあるが、伊丹市ではやっていないの

であれば、そのような体制を作るような働きかけも必要と思う。

委員：基本目標4-3-1「困難を抱える女性への支援」で、「経済的に困難を抱える単身女性や、ひとり親家庭」のことは本当に課題だと思っている。経済的には困っていないが、身寄りがなく、亡くなった後や生きている間の病院に入院したときの対応等も大きな社会問題であるため、経済的な問題にかかわらないようなところにも触れるような文言も入れていただきたい。

委員：事業所への働きかけについて、形骸的になっていると感じる。働きたい環境づくりは、市民の意識が高まっても、事業所側が整っていないければ意味がないので、役所と事業所の連携を強化していただきたい。

基本目標1-2-2「学校等職員への男女共同参画の意識づくり」や教育について、「教職員に研修を行って、子どもたちにうまく教えることができる」という意味の教育と、「教職員たちが子どもたちへセクハラしない、そういう加害しないという意味の教育」もしっかり必要だと思う。「子どもたちに対してうまく教えられる教育」の方は載せているが、「教職員自体の意識の教育」の面が抜けている印象を受ける。関連して、自治会についても、自治会での研修を充実させる働きかけはあるが、自治会長やリーダー側の人たち自身の意識を変える教育は薄いと感じる。

会長：生徒に伝えるという意味での研修と教職員自体の行動変容を分けて考える必要がある。

事務局：教育の場でどのように啓発していくのか、子どもに対する部分なのか、先生と生徒に対する部分なのかについては、子どもたちに対しては、基本目標1-2-1、先生に対しては、基本目標1-2-2と、施策の方向性で位置づけている。昨今の教職員による性被害については、全国的な事例や法改正、社会情勢も踏まえて取り組みが必要なのではないかと。自治会についても自治会回覧や広報での啓発を考える。

会長：基本目標1-2-1は子ども、基本目標1-2-2は先生に対するというような枠組みだと考えるが、基本目標1-2-2でもアドバイスができるような研修を実施すると書いているため、生徒たちに伝える内容の取り組みとして出てきている。学校の組織として、生徒や教職員がいる場所として変わっていく点をもう少し検討していただきたい。

事務局：基本目標1-2-2の男女共同参画の視点に立った進路指導や職業

選択のアドバイスは、子どもに対する進路指導であり、例えば女性は理系に進むのが少ないとか思わないよう、指導をしていただきたいという部分でいれている。先生方の意識醸成についての取り組みを検討する予定である。

委員：基本目標 1-2-2 の具体的な取り組み案のところに、社会問題化されているため、「教職員自身の性加害予防のための研修を実施する」とはっきり書いてもいいと思う。

「学校等職員」は適切か。文部科学省の関係から、学校、幼稚園の教職員としており、厚生労働省の関係から、保育所等の職員として思う。学校等教職員や教職員と表現するのが、望ましいと考える。

基本目標 1-3-1 「性の多様性に対する理解促進」の取り組み案について、「性別等にかかわらず、互いの個性を尊重し合い」とあるが、1対1の関係について述べているような印象を受けるため、「性別等にかかわらず、個性を尊重し合い」に変更してはどうか。また、性の多様性に対する理解促進なので、大事なポイントとして、性自認や性的志向を、人権の視点から理解することを入れたほうがよい。性自認、性的志向という言葉をはっきり出した方がよい。

基本目標 3 「1人ひとりの望む働き方の実現と女性の活躍の支援」とあるが、「1人ひとりの希望に応じた」や、「希望に応じた」の方が頭に入ってきてやすい。

基本目標 3-2-1 「事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進」の具体例について、研修とセミナーを分ける必要があるのか。

基本目標 4-2-2 「性別に基づくハラスメントの防止」について、単に性別だけには限らない他のハラスメントもあるという説明を受けたので、「性別・性自認・性的志向に基づくハラスメントの防止」というようにして、具体的な取り組み案のところで、セクシャルハラスメントとパタニティハラスメントをマタニティハラスメントの代わりに入れてもいいと思う。性的志向や性自認は SOGI ハラスメントと言われているので、SOGI ハラスメントなどの防止について入れていくと、かなり広い範囲での暴力やハラスメントの防止に力を入れていると言えると思う。

基本目標 4-3-1 「困難を抱える女性への支援」の具体例について、「経済的に困難を抱える単身女性やひとり親家庭、母子家庭」と書いているが、ひとり親家庭の中に母子家庭は入るので、「ひとり親家庭（特に、母子家庭）」として、ひとり親家庭と母子家庭は別物ではない、という書き方にしないといけないと思う。

委員：研修について、最近ハラスメント防止セミナーを、大学生を対象にしたときのアンケートで、「自分たちの年代はずっとセクハラパワハラ研修を受けてきたので、すごく理解できる、わかっていない年代、例えば親の年代や、上司の年代に、もっと啓発や研修、セミナーを受けて欲しい」という、感想が多い。

「性自認」が「ジェンダーアイデンティティ」に変わったという法律に横文字が入るといふ飛躍的な動きがあった。そのため、男女共同参画の視点を、ジェンダー平等に基づくと変えた方がいいと思う。

事務局：「男女共同参画」と「ジェンダー平等」の表現について、国や兵庫県の計画では、「男女共同参画」を使用していることから整理した。

会長：男女共同参画の表現をジェンダー平等に見直していく流れがある。国は、色々なところに配慮して男女共同参画を使うが、ジェンダー平等という表現を取り入れるようになった方向性がある程度尊重して、その意図を取り入れたものにしていくことは必要かなと思う。第3期計画でもそのあたりの議論があった気がするので、経緯も含めて検討していただきたい。もともと国の計画も、英語を日本語に翻訳する際に、多方面に受け入れられやすいように、「男女平等」ではなく「男女共同参画」にした経緯もあるので、本来の趣旨という点ではジェンダー平等というところに行き着くと思う。

細かい表現は、本文作成段階で変えていくが、基本目標3-1-2「女性の雇用・就業・企業等のための支援」の取り組みで、「女性に適した仕事などの働き方に関する、性別に基づく固定観念にとらわれず」の文章がわかりづらく、特に最初の「女性に適した仕事」は批判的に捉える言葉だと思うので、別の表現に変更する。

委員：文章表現について他にも数点ある。例えば、「様々な」「さまざまな」について、漢字か平仮名か。同様に、「更に」「さらに」、「及び」「および」、「出来る」「できる」など、どちらの表記にするのか確認していただきたい。

会長：本文を作る時に、表現についても検討していただきたい。
それでは、これで閉会とする。

(閉会)

令和8年（2026）年 6月 30日

確認委員 中川 陽介

確認委員 石崎 和美